

## 計算書類に対する注記 (法人全体用)

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
  - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
  - ・ リース資産－自己所有の固定資産に適用する原価償却方法と同一の方法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金－埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
  - ・ 役員退職慰労引当金－理事長の退職慰労金に係る期末までの要支給額を退職慰労引当資産とし、同額を退職慰労引当金として計上。
  - ・ 徴収不能引当金－金銭債権のうち、徴収不能の見込み額を計上。
  - ・ 賞与引当金－当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上。

### 2 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

### 3 法人で採用する退職給付制度

- (1) 正規職員  
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入
- (2) パート職員  
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

### 4 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表
  - ・ 当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
  - ・ 当該内訳表について、会計基準においては、第1号第3様式、第2号第3

様式、第3号第3様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式と規定した。

(4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表

- ・ 当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部事務局拠点（社会福祉事業）

イ 児童発達支援センターみつばすみれ学園拠点（社会福祉事業）

① 児童発達支援センターみつばすみれ学園

② 障害児相談支援事業みつばすみれ学園

③ 障害児等療育支援事業

④ 南西部地域発達支援センター

ウ 障害福祉サービス事業所すずらん拠点（社会福祉事業）

エ 保育所和光市ほんちょう保育園拠点（社会福祉事業）

オ 保育所和光市にいくら保育園拠点（社会福祉事業）

カ 特別養護老人ホーム朝光苑拠点（社会福祉事業）

① 指定介護老人福祉施設朝光苑

② 指定短期入所生活介護事業所朝光苑短期入所生活介護事業所

③ 指定通所介護事業所朝光苑デイサービスセンター

④ 指定居宅介護支援事業所朝光苑居宅介護支援センター

⑤ 地域包括支援センター朝光苑

## 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	112,646,498	0	0	112,646,498
建物	238,027,458	0	11,432,271	226,595,187
定期預金	1,200,000	0	0	1,200,000
合計	351,873,956	0	11,432,271	340,441,685

## 6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

## 7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

## 8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	457,377,805	230,782,618	226,595,187
建物	2,857,617	2,857,613	4
構築物	40,007,559	39,895,478	112,081
車輛運搬具	58,285,915	54,630,962	3,654,953
器具及び備品	37,159,894	27,118,507	10,041,387
有形リース資産	12,024,000	1,437,276	10,586,724
無形リース資産	13,666,320	1,822,176	11,844,144
権利	559,240	0	559,240
ソフトウェア	2,659,350	2,156,610	502,740
合計	624,597,700	360,701,240	263,896,460

(期中の除却資産除く)

## 9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

## 10 関連当事者との取引の内容

- ・ 該当なし

## 11 重要な偶発債務

- ・ 該当なし

## 12 重要な後発事象

- ・ 該当なし

## 13 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記  
(本部事務局拠点区分用)

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
  - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 － 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
  - ・ 役員退職慰労引当金 － 理事長の退職慰労金に係る期末までの要支給額を退職慰労引当資産とし、同額を退職慰労引当金として計上。
  - ・ 賞与引当金 － 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上。

2 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3 採用する退職給付制度

- (1) 正規職員  
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入
- (2) パート職員  
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

4 拠点が作成する計算書類

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 本部事務局拠点計算書類（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
  - ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）及び拠点区分事業活動明細書（別紙4）  
については、サービス区分が1つの拠点区分のため、作成していない。

## 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,200,000	0	0	1,200,000
合計	1,200,000	0	0	1,200,000

## 6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

## 7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

## 8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	1,020,000	913,750	106,250
権利	177,040	0	177,040
ソフトウェア	1,677,510	1,344,402	333,108
合計	2,874,550	2,258,152	616,398

## 9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

## 10 重要な後発事象

- ・ 該当なし

## 11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

**計算書類に対する注記**  
**(児童発達支援センターみつばすみれ学園拠点区分用)**

**1 重要な会計方針**

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
  - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 － 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
  - ・ 賞与引当金 － 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上

**2 重要な会計方針の変更**

- ・ 該当なし

**3 採用する退職給付制度**

- (1) 正規職員  
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入
- (2) パート職員  
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

**4 拠点が作成する計算書類**

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 児童発達支援センターみつばすみれ学園拠点計算書類（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
  - ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3

様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）

- ア 児童発達支援センターみつばすみれ学園
- イ 障害児等療育支援事業みつばすみれ学園
- ウ 障害児等相談支援事業
- エ 南西部地域発達支援センター

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙4）

- ア 児童発達支援センターみつばすみれ学園
- イ 障害児等療育支援事業みつばすみれ学園
- ウ 障害児等相談支援事業
- エ 南西部地域発達支援センター

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	49,339,167	0	0	49,339,167
建物	105,292,769	0	4,859,307	100,433,462
合計	154,631,936	0	4,859,307	149,772,629

(期中の除却資産除く)

6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

## 8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	200,331,872	99,898,410	100,433,462
建物	813,750	813,748	2
構築物	19,523,951	19,430,772	93,179
車輛運搬具	14,225,355	12,637,642	1,587,713
器具及び備品	12,417,479	9,496,635	2,920,844
権利	229,320	0	229,320
ソフトウェア	490,920	406,104	84,816
合計	248,032,647	142,683,311	105,349,336

## 9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

## 10 重要な後発事象

- ・ 該当なし

## 11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし



計算書類に対する注記  
(障害福祉サービス事業所すずらん拠点区分用)

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 ー 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
- ・ 賞与引当金 ー 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上

2 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3 採用する退職給付制度

(1) 正規職員

独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入

(2) パート職員

独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

4 拠点が作成する計算書類

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 障害福祉サービス事業所すずらん拠点計算書類（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

- ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）及び拠点区分事業活動明細書（別紙4）については、サービス区分が1つの拠点区分のため、作成していない。

## 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	63,307,331	0	0	63,307,331
建物	132,734,689	0	6,572,964	126,161,725
合計	196,042,020	0	6,572,964	189,469,056

（期中の除却資産除く）

## 6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

## 7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

## 8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	257,045,933	130,884,208	126,161,725
建物	2,043,867	2,043,865	2
構築物	20,483,608	20,464,706	18,902
車輛運搬具	33,594,189	31,633,203	1,960,986
器具及び備品	15,705,567	11,590,635	4,114,932
権利	152,880	0	152,880
ソフトウェア	490,920	406,104	84,816
合 計	329,516,964	197,022,721	132,494,243

## 9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

## 10 重要な後発事象

- ・ 該当なし

## 11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

**計算書類に対する注記**  
(保育所和光市ほんちょう保育園拠点区分用)

**1 重要な会計方針**

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
  - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 － 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
  - ・ 賞与引当金 － 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上。

**2 重要な会計方針の変更**

- ・ 該当なし

**3 採用する退職給付制度**

- (1) 正規職員  
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入
- (2) パート職員  
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

**4 拠点が作成する計算書類**

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 保育所和光市ほんちょう保育園拠点計算書類（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
  - ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3

様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）及び拠点区分事業活動明細書（別紙4）については、サービス区分が1つの拠点区分のため、作成していない。

**5 基本財産の増減の内容及び金額**

- ・ 該当なし

**6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し**

- ・ 該当なし

**7 担保に供している資産**

- ・ 該当なし

**8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高**

- ・ 該当なし

**9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益**

- ・ 該当なし

**10 重要な後発事象**

- ・ 該当なし

**11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項**

- ・ 該当なし

**計算書類に対する注記**  
**(保育所和光市にいくら保育園拠点区分用)**

**1 重要な会計方針**

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
  - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 － 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
  - ・ 賞与引当金 － 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上。

**2 重要な会計方針の変更**

- ・ 該当なし

**3 採用する退職給付制度**

- (1) 正規職員  
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入
- (2) パート職員  
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

**4 拠点が作成する計算書類**

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 保育所和光市にいくら保育園拠点計算書類（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
  - ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3

様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）及び拠点区分事業活動明細書（別紙4）については、サービス区分が1つの拠点区分のため、作成していない。

**5 基本財産の増減の内容及び金額**

- ・ 該当なし

**6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し**

- ・ 該当なし

**7 担保に供している資産**

- ・ 該当なし

**8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高**

- ・ 該当なし

**9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益**

- ・ 該当なし

**10 重要な後発事象**

- ・ 該当なし

**11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項**

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホーム朝光苑拠点区分用)

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- ・ リース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 － 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
- ・ 徴収不能引当金 － 金銭債権のうち、徴収不能の見込み額を計上。
- ・ 賞与引当金 － 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上。

2 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3 採用する退職給付制度

(1) 正規職員

独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入

(2) パート職員

独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

4 拠点が作成する計算書類

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 特別養護老人ホーム朝光苑拠点計算書類（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

- ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3



様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。

(2) 拠点区分資金収支明細書 (別紙3)

- ア 指定介護老人福祉施設朝光苑
- イ 指定短期入所生活介護事業所朝光苑短期入所生活介護事業所
- ウ 指定通所介護事業所朝光苑デイサービスセンター
- エ 指定居宅介護支援事業所朝光苑居宅介護支援センター
- オ 地域包括支援センター朝光苑

(3) 拠点区分事業活動明細書 (別紙4)

- ア 指定介護老人福祉施設朝光苑
- イ 指定短期入所生活介護事業所朝光苑短期入所生活介護事業所
- ウ 指定通所介護事業所朝光苑デイサービスセンター
- エ 指定居宅介護支援事業所朝光苑居宅介護支援センター
- オ 地域包括支援センター朝光苑

5 基本財産の増減の内容及び金額

- ・ 該当なし

6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	9,446,371	9,446,367	4
器具及び備品	9,036,848	6,031,237	3,005,611
有形リース資産	12,024,000	1,437,276	10,586,724
無形リース資産	13,666,320	1,822,176	11,844,144
合計	44,173,539	18,737,056	25,436,483

(期中の除却資産除く)

9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

10 重要な後発事象

- ・ 該当なし

11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし